

清瀬市住宅設備改善費助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、清瀬市地域生活支援事業実施要綱第3条第4号に規定する、住宅設備改善費助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、在宅の重度身体障害者及び重度身体障害児（以下「重度身体障害者等」という。）に、居住する家屋の玄関等に係る住宅設備改善に要する費用（以下「住宅設備改善費」という。）を給付し、もって重度身体障害者等の日常生活の利便を図ることを目的とする。

(対象者等)

第3条 この事業の給付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、現に改修を行う住宅に居住している重度身体障害者等で、下の表に掲げる種目に応じて同表の対象者に定めるとおりとする。なお、助成は、対象者が属する1世帯当たり同一種目※につき1回までとし、地域生活支援事業実施要綱第3条第3号日常生活用具給付事業要領第3条4条6条8条に基づく別表1に掲げる居宅生活動作補助用具（以下「居宅生活動作補助用具」という。）を給付して、なお足りない場合に中規模改修を給付する。

2 中規模改修の助成対象となる改修工事は次に掲げるものとし、助成対象となる改修費は工事費（該当する工事が複数ある場合はその合計）及び工事に伴う用具の購入費とする。なお、居宅生活動作補助用具を受給済みの者は、中規模改修の助成対象としない。

(1) 居宅生活動作補助用具において助成の対象となる改修工事で、居宅生活動作補助用具の助成を受けてなお費用が不足するもの。

(2) 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく住宅改修費の助成の対象となる改修工事で、介護保険法に基づく住宅改修費の助成を受けてなお費用が不足するもの。

(3) 居宅生活動作補助用具による助成の対象とならない改修工事で、市長が必要と認めるもの。

3 屋内移動設備の助成対象となる改修工事は、天井走行型リフト、簡易設置型リフト（吊り上げシートを含む）又は階段昇降機の設置とする。

種目※	対象者
中規模改修	学齢児以上65歳未満の者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者
屋内移動設備	学齢児以上の者で、歩行ができない状態で、上肢、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者及び補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者

4 住宅設備改善費の給付は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、対象としない。

(1) 重度身体障害者等と住民基本台帳での同一の世帯に属する者（身体障害者の場合は、本人および配偶者をいう。）が、住宅設備改善費の給付に係る申請（以下「給付申請」という。）を行う月の属する年度（当該申請を行う月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において、その者の市町村民税所得割の額が46万円以上である場合。

(2) 介護保険法第45条第1項による居宅介護住宅改修費及び第57条第1項による介護予防住宅改修費の支給が受けられる場合。ただし、介護保険法の対象となる住宅改修費の支給を受けて、なお不足する部分のみ、中規模改修の助成をすることができる。

(3) 新築住宅を購入した場合及び新築工事に併せて住宅設備の改善を実施する場合。ただし、屋内移動設備の設置は除くものとする。

(4) 自己の所有でない家屋に居住する場合であって、その家屋を所有者又は管理者から住宅改修の承認を得られない場合。

(5) 現に改修を行う住宅に居住していない場合（入所、長期入院を含む。）

(申請)

第4条 住宅設備改善費の給付を受けようとする重度身体障害者等（以下「申請者」という。）は、日常生活用具購入費支給申請書に当該工事の見積書その他必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請者の住宅環境を調査し、その内容を審査して住宅設備改善費の給付の適否を速やかに決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により給付が適当であると認めるときは、住宅設備改善費給付券（以下「給付券」という。）を交付して、住宅設備改善費給付決定通知書をもって申請者に通知するものとする。適当でないと認めるときは、住宅設備改善費給付却下通知書をもって申請者に通知するものとする。

3 第2項の規定により給付の決定を受けた申請者は、給付券を事業者に提出し、住宅設備改善を受けるものとする。

(助成額)

第6条 市長は、給付の決定を受けた者又はその保護者（以下「受給者」という。）には、当該住宅設備改善に要する費用のうち1割に相当する額を業者に直接支払わせるものとする。

2 市長は、受給者が別表に掲げる区分のうち生活保護及び低所得に該当する場合は、事業の利用に要する経費を無料とし、課税世帯の場合は37,200円を上限に負担させるものとする。

3 住宅設備改善費の給付限度額は、次の表に掲げる範囲内の額とする。

種 目	基 準 額	
中規模改修	641,000円	
屋内移動設備	機器本体及び付属器具	979,000円
	設置費	353,000円

(請求)

第7条 住宅設備改善を実施した事業者は、第5条第3項の規定により受給者から提出された給付券及び住宅設備改善工事完了届を添付して当該住宅設備改善費を市長に請求するものとする。

(支払い)

第8条 市長は、事業者から前条の規定による給付券及び住宅設備改善工事完了届の提出を受け、実地調査等により受給者が事業者から適切な住宅設備改善を受けたことを市担当者が確認したときは、受給者が事業者に支払うべき住宅設備改善に要した費用について、第6条第3項に規定する住宅設備改善費の限度において、受給者に代わり、事業者に支払う事ができる。

2 市長は、前項の規定による支払いをしたときは、受給者に対し、住宅設備改善費の給付をしたものとみなし、現金による給付は行わないものとする。

(設備の管理等)

第9条 受給者等は、当該住宅設備を給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供してはならない。

2 受給者等は、住宅設備の取り扱いについて最善の注意をもって維持及び管理をしなければならない。

(給付の回数)

第10条 住宅設備改善費の給付は、受給者が属する1世帯当たり同一種目※につき1回までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給者は住宅設備改善費の同一種目※の給付を新たに受けることができる。

(1) 障害の程度が著しく変化し、又は新たな障害が加わり、既に給付した住宅設備改善費による住宅改善の内容では日常生活に支障が生じている場合。

(2) 既に住宅設備改善費の給付を受けたものの老朽化、災害等による住宅設備の損壊等により修理が不能となった場合。ただし、第9条第2項による注意を怠って当該住宅設備を破損等した場合を除く。

(3) 転居した場合。

(4) その他市長が住宅設備改善費の給付を新たに必要と認める場合。

(返還)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅設備改善費の給付の決定を取り消し、及び給付の全部または一部の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により住宅設備改善費の給付を受けたとき。

(2) 第9条の規定、その他住宅設備改善費の給付の条件に反したとき。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

別 表

障害者の場合	所得区分	受給者及び 配偶者の収入状況	負担上限額
	生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円	
障害児の場合	所得区分	受給者の属する住民基本台帳 での同一世帯	負担上限額
	生活保護	生活保護受給世帯	0円
	低所得	市町村民税非課税世帯	0円
	一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

※地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による市町村民税（4 月から 6 月までの間に申請する場合は前年度分とし、7 月から 3 月に申請する場合は当該年度の課税状況）が課税世帯・非課税世帯の者。
※市町村民税課税世帯で対象者又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が 46 万円以上の場合は支給対象外とする。

※所得割の額を算定する場合には、対象者又は世帯員が指定都市（地方自治法（昭和 20 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、指定都市以外の区市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

※対象者又は対象者の保護者（対象者が 18 歳未満の場合に限る。）が未婚のひとり親である場合には、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項に規定する寡婦又は寡夫とみなし、所得割の額を算定するものとする。